

【対象となる建築物について】

Q. 改修の場合でも申請の対象となりますか。

A. 既存の構造体を残したままの改修のみでは対象になりません。新築または改築の場合が対象になります。

Q. 複数の建物を同時に申請する場合には別々の申請となりますか。

A. 同一プロジェクトの場合には複数の建築物があっても一体のものとみなし、1 つの申請となります。それぞれの建物ごとに申請することはできません。

Q. 複数の建物の場合、一つは木造、もう一つは鉄骨造なども申請可能ですか。

A. 要件の確認は建物一棟ずつ確認いたしますので、鉄骨造の方は対象外になります。

Q. 複数の建物の場合、補助対象床面積あたりの国産木材・木質材料使用量は合計でみることは可能ですか。

A. 要件の確認は建物一棟ずつ確認いたしますので、それぞれの建物で補助対象床面積あたりの国産木材・木質材料使用量を確認いたします。

Q. 仮設建物など短期で解体予定の建物についても申請対象となりますか。

A. 解体予定のある建物は申請対象とはなりません。

Q. 自治体（国）の外郭団体ですが、入居している自治体（国）の建物の整備は対象になりますか。

A. 国や自治体の所有する建物は、本事業の対象とはなりません。団体が独自財源で整備する場合（国庫や自治体の補助財源が入っていない場合）には、補助の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

Q. 社宅や寮が対象となっていますが、どのようなものでも対象になりますか。

A. 基本的に、企業や大学、団体等がその企業の社員や学生など福利厚生を目的として建築するものに限ります。

【申請について】

Q. 申請の募集時期は決まっていますか。

A. 決まっていません。随時受け付けています。

ただし、設計支援は令和8年9月30日までの募集期限で、令和9年2月末までに実施設計委託の支払いを完了し、工事着手したうえで当財団に補助金の請求ができることが必要です。

工事支援は令和8年9月30日までの募集期限で、令和13年2月末までに竣工し、工事請負代金の支払いを完了したうえで、当財団に補助金の請求ができることが必要です。

Q. 年度をまたぐ事業は申請できますか。

A. 年度をまたぐ事業であっても申請できます。支払いは年度ごとではなく、補助対象経費を含む契約のすべての支払いが完了してからになります。

Q. 設計支援のみの申請は可能ですか。

A. 工事支援も合わせて申請いただく必要があります。

Q. 申請書の作成方法について相談はできますか。

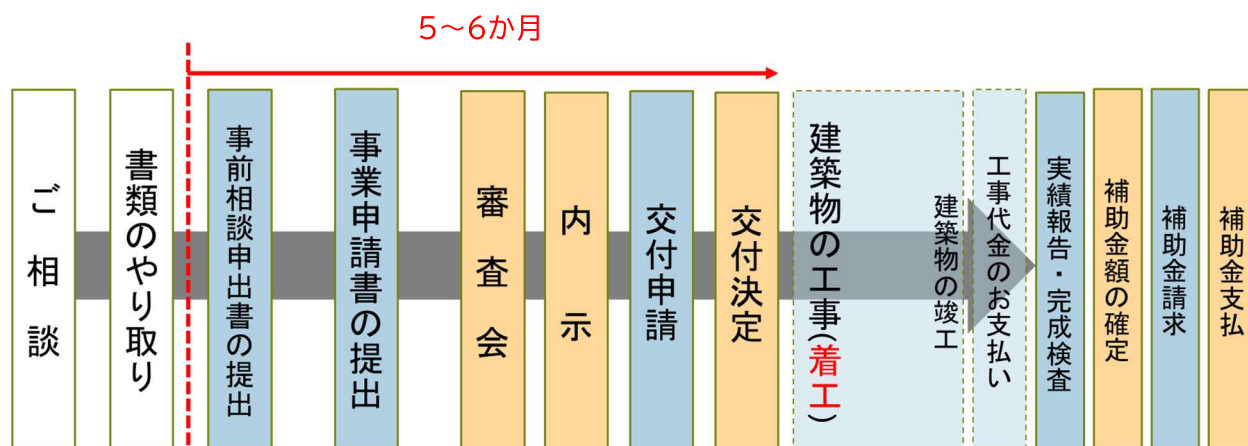
A. 随時、ご相談は受け付けています。お電話でお問い合わせのうえ、設計資料や作成中の申請書等をメール (nigiwai@tdfaff.com) にてお送りいただければ申請書の作成についてアドバイスすることができます。

また、対面での相談も可能です。当財団（立川市富士見町3-8-1）にお越しいただくか、新宿パークタワーOZONE内の国産木材の魅力発信拠点MOCTIONにおいて個別相談のお時間を設定することも可能です。

Q. 【工事支援】工事着手（着工）から逆算してどのくらい前に申請したら良いですか。

A. 事前相談申出書を提出いただいてから交付決定までおおそ5～6か月ほど期間がかかります。書類作成のやり取りなども含めると7～8か月ほど見ていただけますと余裕があります。

【申請のフローイメージ図（青：申請者、オレンジ：事務局）】



Q. ほかの補助金との併用は手引きに記載があるものであれば良いですか。

A. ほかの補助金についての情報や、申請予定の建築物のどの部分が補助されるのかを確認しながらになりますので、ほかの補助金との併用をお考えの場合はお早めにご相談ください。内容によっては申請の要件を満たさない場合もあります。

【事業計画書・事業実績書について】

Q. 木造や混構造部分がない建物で、木質化のみでの申請はできますか。

A. できません。補助対象となる部分は木造又は混構造の部分となります。実施設計費の補助対象項目の合計に補助対象部分の床面積割合をかけたものが補助対象金額となります。構造が RC 造や S 造で木質化のみの部分は補助対象外となります。

Q. 第 2 号様式 1 事業概要の(7) 施設全体延床面積とは何を記載すればよいですか。

A. 確認申請書（第三面）の 11.延べ床面積「イ建築物全体」に記載する予定の数値を入れてください。

Q. 事業計画書（事業実施要領様式 3 及び補助金交付要綱様式 3）の材積計算書の作成方法を教えてください。

A. 材積計算の根拠がわかるよう設計図に木材使用箇所について国産木材、多摩産材、外材などに色分けなどで明示したうえで、その部分に使用する材積を書き入れてください。次に、設計図に記載した材積を合算する計算書（設計支援の申請時は任意の計算書、設計支援の実績報告及び工事申請の場合には木拾い表）を作成し、その合計を材積計算書に記入してください。作成の際には使用箇所ごとに番号や記号などを振り、材積を合算する計算書と対応できるようにしてください。（手引きの記載例も併せてご参照ください。）

Q. 耐火構造材を使用します。荷重支持部材は国産木材、燃えどまり層は石膏ボード、表面材は多摩産材ですが、材積はどのように計算したらよいでしょうか。

A. 柱全体の体積に対し、国産材及び多摩産材の部分の割合（大臣認定図面の断面の木部分の割合）をかけたものを材積として計上してください。大臣認定図面と割合の計算方法を添付資料として合わせて提出してください。

Q. 材積、床面積、割合等に数値に小数点以下の端数が出た場合にはどのように処理すればいいですか。

A. 桁数の指定はありませんが、切り捨てで処理してください。

Q. 外材を使用することはできないのですか。

A. 要件以上の国産木材の量を使用すれば、外材を一部に使用することは可能です。

Q. 森林資源の持続可能性に配慮した木造・木材製品の調達については何をすればいいのですか。

A. 手引き 4 ページに記載のあるとおり、各種認証や産地証明ができる木材を使用していただく必要があります。竣工の際には各種出荷証明書や納品書等を提出することが重要です。木材が加工されていく過程の出荷証明書・納品書等をそろえてください。その調達の流れがわかるフロー図も必要です。

Q. 外壁に使用する木材は、木目調のものでは使用できないのですか。

A. 木の良さを PR することも目的になるため、補助金の対象となる箇所は本物の木を使用していただいた箇所のみです。

Q. 混構造とはどのように確認できれば良いのですか。

A. 原則として確認申請図書の構造種別に木造を併用する混構造であることが記載され、必要に応じて構造図面等で構造部材の仕様が確認できることが必要です。構造については書類提出より前に図面等で確認させていただきます。

Q. 構造は木造だが、外階段が鉄骨階段の場合などは混構造として見ることはできますか。

A. 建築確認申請上、混構造である場合は申請の対象になり得る場合があります。まずは具体的な図面などをお見せいただき、事務局で確認いたします。

Q. 仮囲いが公道にかかる予定のため、屋外広告物条例により仮囲いへの PR 看板の設置が難しいかもしれないがどうすれば良いか。

A. 事前に事務局にご相談ください。

【経費の算出について】

Q. 金額に小数点以下の端数が出た場合にはどのように処理すればいいですか。

A. 補助金額は千円以下切り捨てて記載してください。

Q. 建築工事費には何が含まれるのですか。

A. 木造等建築物全体の総工事費です（設備含む）。工事費に係る諸経費を含みます。ただし設備設計費や既存建築物の解体撤去等に係る費用などは対象外経費になりますので、対象外経費になりますので、「中・大規模建築物の申請の手引き（以下「手引き」という。）の5ページを確認してください。

Q. 工事支援の補助対象経費の計算は、「木造木質化に係る経費の2分の1以内」と「建築工事費の15%以内」のどちらで計算しても良いのか。

A. 問題ありません。ただし、補助対象経費の2分の1以内で計算をした場合は、その金額が建築工事費の15%以内であることが必要です。

Q. 補助対象経費に補助率をかけた際に下限値を下回った場合、補助金はもらえるのですか。

A. 申請時に下限値に満たない場合、採択はされません。また、交付決定後に下限値を下回った場合、補助金をお支払いすることができなくなります。

Q. 提出する見積書は、3社見積もりなど低い会社のものを採用するなど条件はありますか。

A. ご提出いただくお見積書に上記のような条件等はありませんが、補助対象経費がわかる内訳書をご提出ください。見積書は申請者の方に対して施工会社から提出されているものになります。なお、審査会ではお見積書の金額の妥当性は確認されますのでご注意ください。

【設計支援について】

Q. 実施設計中ですが設計支援の申請はできますか。

- A. 実施設計に着手したものは申請対象とはなりません。交付決定後、実施設計契約、着手となります。契約前に申請できるように計画的に準備を進めてください。

Q. 補助対象経費となる実施設計費の計算はどのように行えばいいですか。

- A. 建築士法第 25 条に基づく平成 31 年国土交通省告示第 98 号の業務報酬基準に準拠して計算してください。基本設計と実施設計を同一の設計事務所に委託する場合にも、同基準に準拠して適切な業務比率としてください。

補助対象は木造等建築物の建築部分の実施設計費及びそれにかかる諸経費となります。設備設計は対象外です。対象外経費の内訳が明確になるようにしてください。その分を引いた額となります。参考様式の補助対象事業費計算書を参考にして見積書の総額からどのように事業費を計算したかが分かる計算書を添付してください。

なお、対象経費は事業実施に必要な最小限の経費とします。

Q. 自社と委託先とで共同して設計を行う場合には、補助対象となりますか。

- A. 設計委託契約を結んでいる部分のみが補助対象となり、自社で行う部分は補助対象外となります。

Q. 基本設計と実施設計は一緒にの契約でも大丈夫ですか。

- A. 原則として、基本設計と実施設計は分けて契約してください。交付決定前に委託契約した案件は対象外になります。また、申請書はある程度基本設計ができていないと記入するのは難しい内容になっています。

Q. 実施設計と工事契約や工事監理契約は一緒にの契約でも大丈夫ですか。

- A. 補助金は契約に対するすべての支払いが完了した支払証憑を確認の上、お支払することになります。したがって、実施設計と工事契約や工事監理契約が一緒にの契約の場合には工事がすべて完了して支払いが終わらないと補助金の支払いができなくなります。また、支払いは令和 7 年 2 月までに完了して補助金請求をしていただく必要がありますので、ご注意ください。実施設計と工事契約は分けて契約していただいた方が早く支払いができますし、竣工時期についての制約がなくなります。

Q. 既存建築物を解体し、建築物を新築する場合、「工事着手」とはどの範囲を指すのか。

- A. 新築の建物に着手したことをいい、既存建築物の解体工事については補助対象外である。

【工事支援について】

Q. 事前相談前に契約、材料発注、着工等した案件でも申請できますか。

A. 事前相談前に補助対象部分について契約、材料発注（以下、「契約等」という）や着工した案件は申請できません。交付決定前に、契約等を行いたい場合には、事前相談申出書提出後に交付決定前契約等届出書を提出し、財団に承認を得る必要がありますので、ご相談ください。なお、交付決定前契約等届出書を提出しても交付決定までは原則として着工はできません。スケジュールに注意して計画的に申請等を行ってください。

Q. 契約形態が実施設計+工事で、実施設計完了後に工事金額合意書等を交わす予定なのですが、申請はできますか。

A. 申請前に、契約書の様式やスケジュールを確認したうえでの判断になります。

Q. 審査会はいつどのように実施するのですか。

A. 基本的に対面で、完成した申請書類提出から概ね 2 か月半～3 か月後に財団の指定する日時及び場所で開催します。事前に審査会での質問内容をお送りしますので、それに回答できるようご準備ください。回答内容等について審査員から追加の質問をする場合がありますので、対応できる方が出席してください。全体で 30 分程度（申請案件についてのプレゼン・事前質問への回答 15 分+質疑応答 15 分）を予定しています。

審査会後に、審査結果通知、交付決定の内示があった場合には、審査結果を踏まえて交付申請に進むこととなります。※審査会から指摘があった場合にはその指摘に対する説明等をしていただくお時間がプラスでかかります。

Q. 工事中に申請した設計を変更せざるを得なくなりました。どのような手続きが必要ですか。

A. 次のような場合には、変更承認申請書を提出し、財団の承認を受ける必要があります。該当するかの判断については、変更部分の工事に着手する前に一度お問い合わせください。なお、承認が必要であるにもかかわらず、承認を受けずに変更して工事着手した部分については、補助対象外となる場合があります。

- (1) 工事補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 工事費の30%を超えて変更しようとするとき。
- (3) 工事補助事業の経費区分ごとの配分額の30%を超えて変更しようとするとき。

なお、手続きが必要ではない規模であっても、実績報告書を提出の際は、変更点がわかるように書類を作成してください。具体的には担当者にお問合せください。

Q. 工事記録写真はどのように撮影すれば良いでしょうか。

A. ・各構造（大引き、梁、間柱・・・など）ごとに申請している箇所の中から2～3か所抽出して、写真を撮影する

・写真はスケールを当てて、木拾い表の寸法のうち、長さ or 幅 or 厚みのどれかが確認できるようにする

・撮影した場所が図面のどこで、どの向きから撮ったのか、いつ（日付）撮ったのかがわかるようにする

・複数階ある建物の場合は、上層・中層・下層で代表的なところを必要箇所分撮影する

なお、

・検査機関による中間検査時期等に、隠ぺいされる部分については財団が現地で確認することを必須とする

Q. 完了検査はいつ、どのように実施しますか。

A. 補助対象部分が完成した時点で原則として現地に伺い、実績報告書の内容と相違ないか確認します。

補助対象部分の完成時期がわかったところで、検査日の調整をさせていただきますので、ご連絡ください。また、検査の1週間前までに支払証憑以外の実績報告書を仮提出してください。

【木造建築物等の PR 協力について】

Q. 木造建築物の普及に資する設計、施工等に関する技術資料とはどのようなものですか。

A. 実績報告時及び竣工時に事例集の原稿をご提供いただきます。

また、木造建築物の普及を目的として、その内容を当財団ホームページで公表させていただきます。

Q. 工事中や竣工後に建築物の見学会はどのようなものですか。

A. 工事中は補助対象箇所になっている部分の確認、竣工後は全体の確認をさせていただきます。なお、工事の無理のない範囲でのお願いとなります。

Q. 都及び財団が木材利用の促進を図るため、ウェブサイトや出版物に自由に使うことができる、知的財産権の制約のないクレジット記載不要（原則）の建築写真（外観、内観）を 5 枚以上提供できることはどのようなものか。

A. 補助対象建築物の全体、詳細がそれぞれわかるものを提出いただいています。クレジットは原則不要のもののご提供をお願いしていますが、申請者の方のご都合によりクレジットが必要である場合、ご提出の際にその旨お伝えください。

【多摩産材等について】

Q. 多摩産材はどこで調達できますか。

A. 多摩産材の調達については、「多摩産材情報センター」にお問い合わせください。

電話：0428-20-1181

ホームページからもお問い合わせできます。 <http://tamasanzai.tokyo/>

Q. 多摩産材や国産材であることはどのようにして証明すればよいですか。

A. 使用した箇所ごとに仕入れのルート図を作成していただき、それに対応した出荷証明をご提出いただいています。出荷証明には多摩産材または国産材であることと材積の記載が必要です。ルート図については、例をお渡しできますので、お問い合わせください。